

四日市港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成24年11月

四日市港港湾管理者

四日市港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成23年2月 四日市港港湾審議会

- ・平成23年4月 交通政策審議会第41回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成23年11月四日市港港湾審議会

- ・平成23年12月交通政策審議会第47回港湾分科会

の議を経た四日市港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

變更理由	1
1 公共埠頭計畫	2

変更理由

1. 官公庁船の大型化に対応するため、公共埠頭計画を変更する。

1 公共埠頭計画

官公庁船の大型化に対応するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

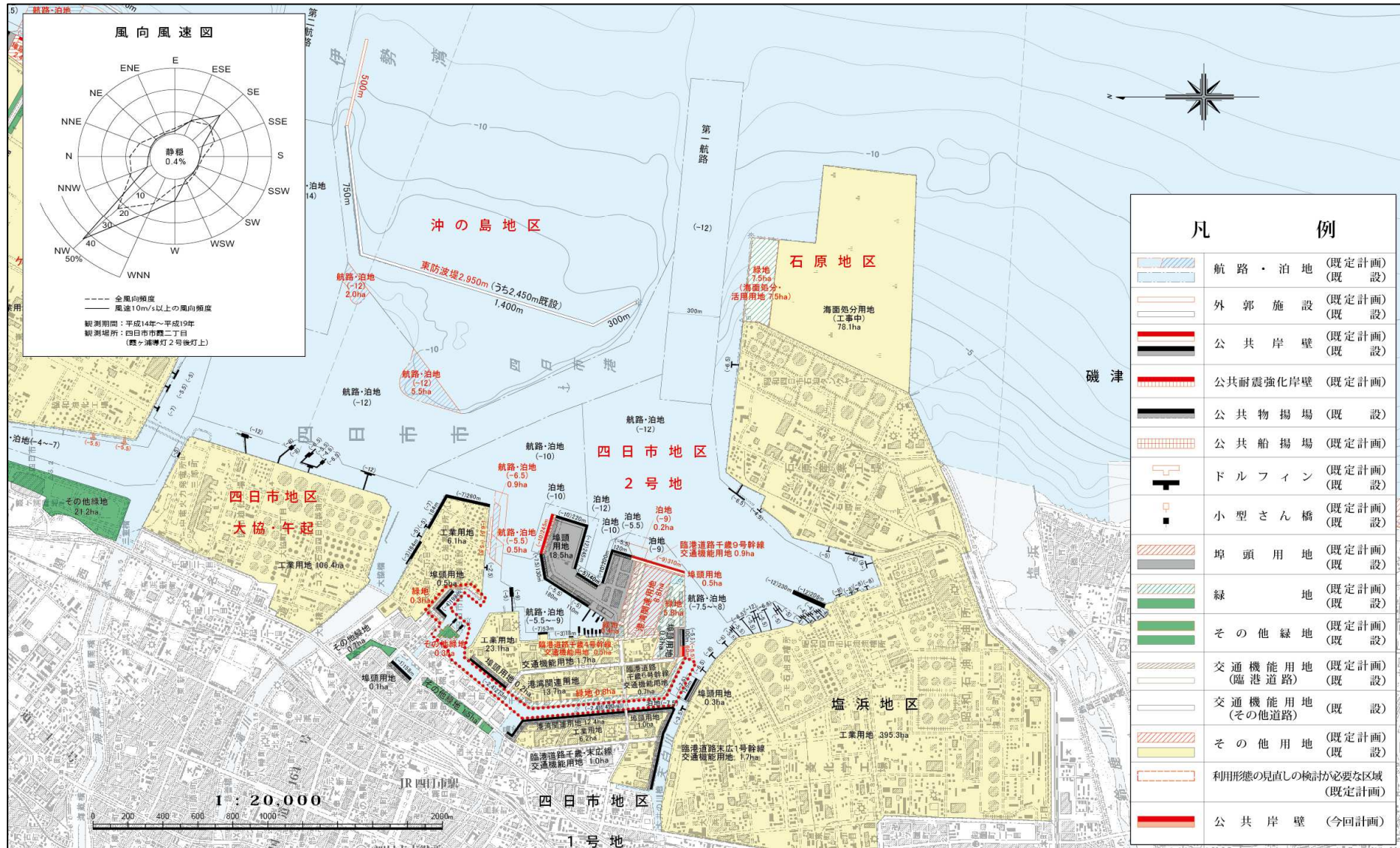
四日市地区

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 60 m [新規計画] W1K

四日市港港湾計画位置図



四日市港（四日市地区）港湾計画図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。（承認番号 平24部復、第47号）」